

目次

1 刑事手続の概要

犯人が20歳以上の者の場合	1
犯人が14歳以上の少年である場合	3
犯人が14歳未満の少年である場合	4
事件手続の流れ(図解)	5

2 捜査活動への協力のお願い

事情聴取	8
証拠品の提出	8
実況見分等への立会い	9
解剖の実施	9
裁判での証言	9

3 被害者等が利用できる制度

被害者等に対する支援制度	10
刑事手続、捜査状況の情報等に関する制度	11
裁判で利用できる制度	13
更生保護において利用できる主な制度	16
自賠償保険と任意保険	17
政府保障事業	18
経済的支援や各種福祉制度	19
精神的被害の支援	23

4 各種相談機関・窓口

警察	24
佐賀県・市町	25
民間被害者支援団体 佐賀 VOISS	26
検察庁	27
保護観察所	27
法務省の人権擁護機関	27
日本司法支援センター 法テラス	28
弁護士会	28
独立行政法人自動車事故対策機構(NASVA)	29
(公財)交通遺児等育成基金	29
(公財)交通遺児育英会	30
(公財)日本財団(まごころ奨学金)	30
その他	31

1 刑事手続の概要

犯人や犯罪の事実を明らかにして、科すべき刑罰を定める手続のことを刑事手続といい、これは大きく**捜査**、**起訴**、**裁判**の三つの段階に分かれ、犯人が20歳以上の者の場合と少年の場合で、これらの手続が異なります。

犯人が20歳以上の者の場合 p.5参照

■ 捜査

犯人を捕まえ、証拠を収集して事実を明らかにし、事件を解明するために行う活動を捜査といいます。

一定の証拠に基づいて犯人と認められた者を「被疑者^{ひぎしや}」といい、警察は、必要な場合には被疑者を逮捕して48時間以内に、その身柄と捜査書類を検察庁に送ります（これを「送致^{そうち}」といいます。）。

送致を受けた検察官が、その後も継続して被疑者の身柄を拘束する必要があると判断した場合には、24時間以内に裁判官^{さいばん官}に対して身柄拘束の請求を行います（この身柄拘束を「勾留^{こうりゅう}」といいます。）。

裁判官がその請求を認めると、被疑者は最長で20日間勾留されることになります。

被疑者が勾留されている間にも、警察は様々な捜査活動を行います。

なお、被疑者が逃走するおそれがない場合などには、被疑者を逮捕することなく取り調べて、証拠を揃えた後、捜査結果を記載した書類等を検察庁に送致することになります。



■ 起訴

送致を受けた検察官は、勾留期間内に、警察から送致された書類や証拠を詳しく調べ、検察官自身で被疑者の取調べなど必要な捜査を行い、被疑者を裁判にかけるかどうか決定します。

裁判にかける場合を起訴、裁判にかけない場合を不起訴といいます(起訴された被疑者を「被告人」といいます)。

また、起訴には、公開の法廷で裁判をするための公判請求と、裁判官による書面審理等で刑が言い渡される略式命令請求があります。

なお、被疑者を逮捕しない事件送致の場合には、送致を受けた検察官は、事件について必要な捜査を行った後に、被疑者を起訴するかどうか決定します。

■ 裁判

被疑者が起訴され、公開の法廷での裁判となった場合、法廷で審理が行われた後、判決が下されます。

検察官や被告人等が、その判決内容に不服がある場合は、さらに上級の裁判所(高等裁判所等)に訴えることになります。



■ 捜査等

警察では、14歳以上の少年は、20歳以上の者の場合と同様に捜査を行います。

刑法等の法律に定められている刑（これを「法定刑」といいます。）が懲役・禁錮等の犯罪を犯した場合は、警察から検察庁に事件を送致します。送致を受けた検察官は、取調べなど必要な捜査をした後、少年にどのような処分をすべきかという意見を付けて、事件を家庭裁判所に送致します。

法定刑が罰金以下の犯罪を犯した場合は、警察から、家庭裁判所に直接事件を送致します。

なお、18歳以上の少年は、「特定少年」と位置付けられ、刑の軽重にかかわらず、全ての事件を検察庁に送致します。

■ 審判

家庭裁判所では、送致されてきた事件について、まず、審判（刑事手続でいう裁判のようなもの）を開始するかどうかを決定します。

これまでの手続の過程で、少年が十分改心し、もはや審判に呼び出す必要がないと判断された場合は、審判手続を開始せず、その時点で事件に関する手続を終了します（これを「しんぱん ふかいし審判不開始」といいます。）。

他方、裁判官等による審理が必要であると判断された場合は、少年の処遇を決めるために、審判手続を開始します。

審判では、保護処分（少年を施設に収容し矯正教育を行う少年院送致や、社会内において保護観察官と保護司が協働して少年の再非行防止・改善更生を図る保護観察等）の決定を行うほか、保護処分の必要がないと認められた場合には不処分の決定を行います。

なお、少年が凶悪な犯罪を犯した場合など、20歳以上の者と同様の刑事処分をすべきであると認められる場合には、事件を検察庁へ送り返します。（これを「逆送」といいます。）。この場合、少年は原則として裁判にかけられ、20歳以上の者の刑事事件と同様に刑罰を科すかどうか審理されます。

特定少年は、18歳未満の少年に比べ、原則逆送する対象事件の範囲が広がります。

犯人が14歳未満の少年である場合 p.7参照

■ 調査等

14歳未満の少年は、法律上、罰することができないため、警察で調査を行います。14歳未満の少年に対する調査の手続では、少年を逮捕する等の身柄拘束はできませんが、押収・搜索等の強制処分ができます。

警察は調査した後、事案を児童相談所に通告するほか、凶悪な犯罪（故意の犯罪行為により人を死傷させた罪等）を犯し、家庭裁判所の審判に付すべきと認められる場合には、事案を児童相談所に送致します。

■ 児童相談所における措置

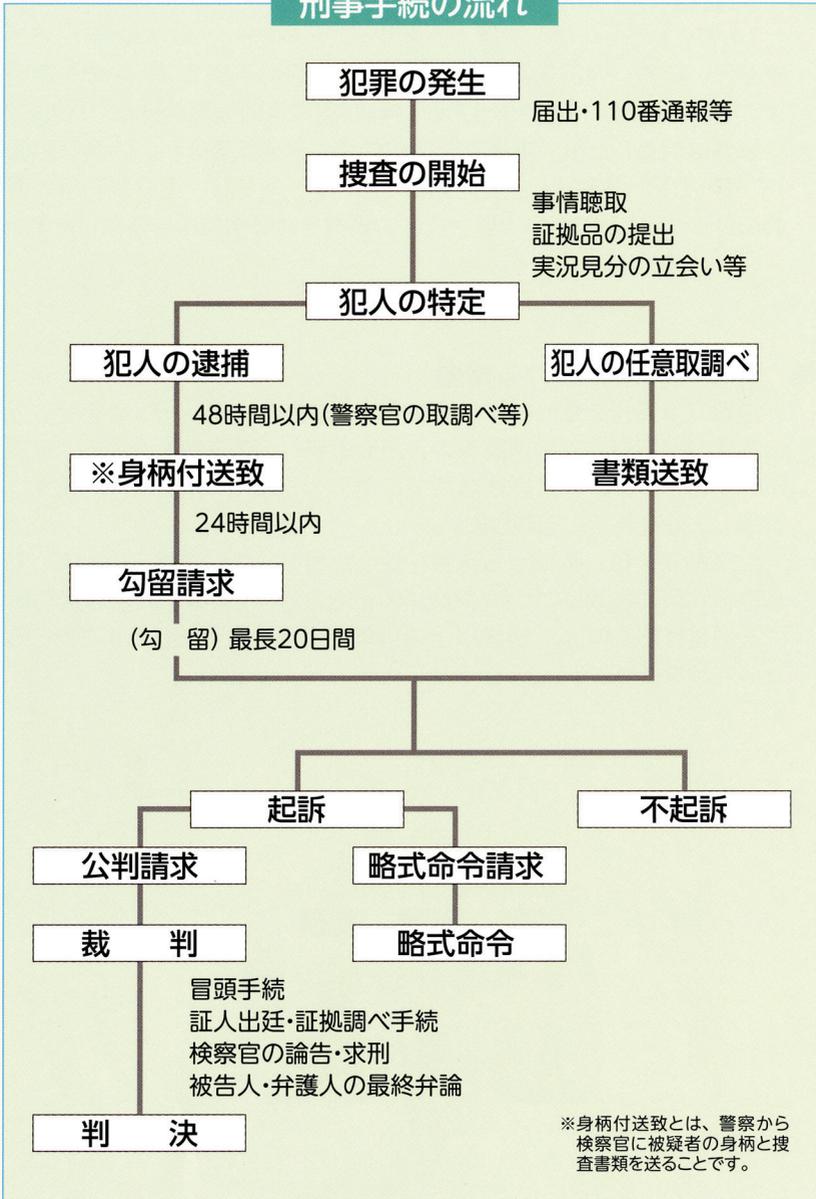
送致又は通告を受けた児童相談所では、少年に対し、児童福祉法上の措置（児童自立支援施設への入所や里親への委託等）を執って事案を終結させるほか、家庭裁判所での審判が必要と判断した場合には、事案を家庭裁判所に送致します。

児童相談所は、警察から送致を受けた事案については、原則として家庭裁判所に送致しなければならないこととされています。家庭裁判所に送致された少年は、14歳以上の少年と同様に審判を開始するかどうかの判断を受けます。

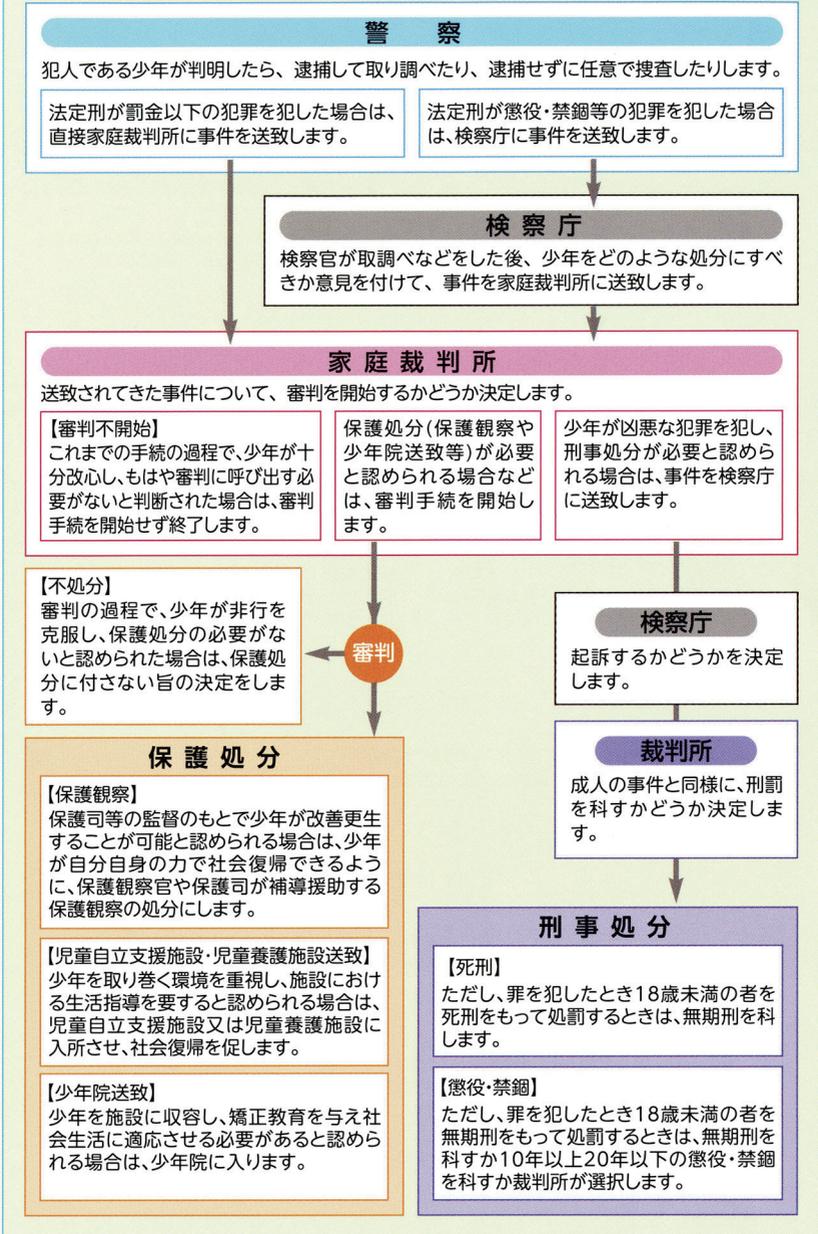


事件手続の流れ(図解)

刑事手続の流れ

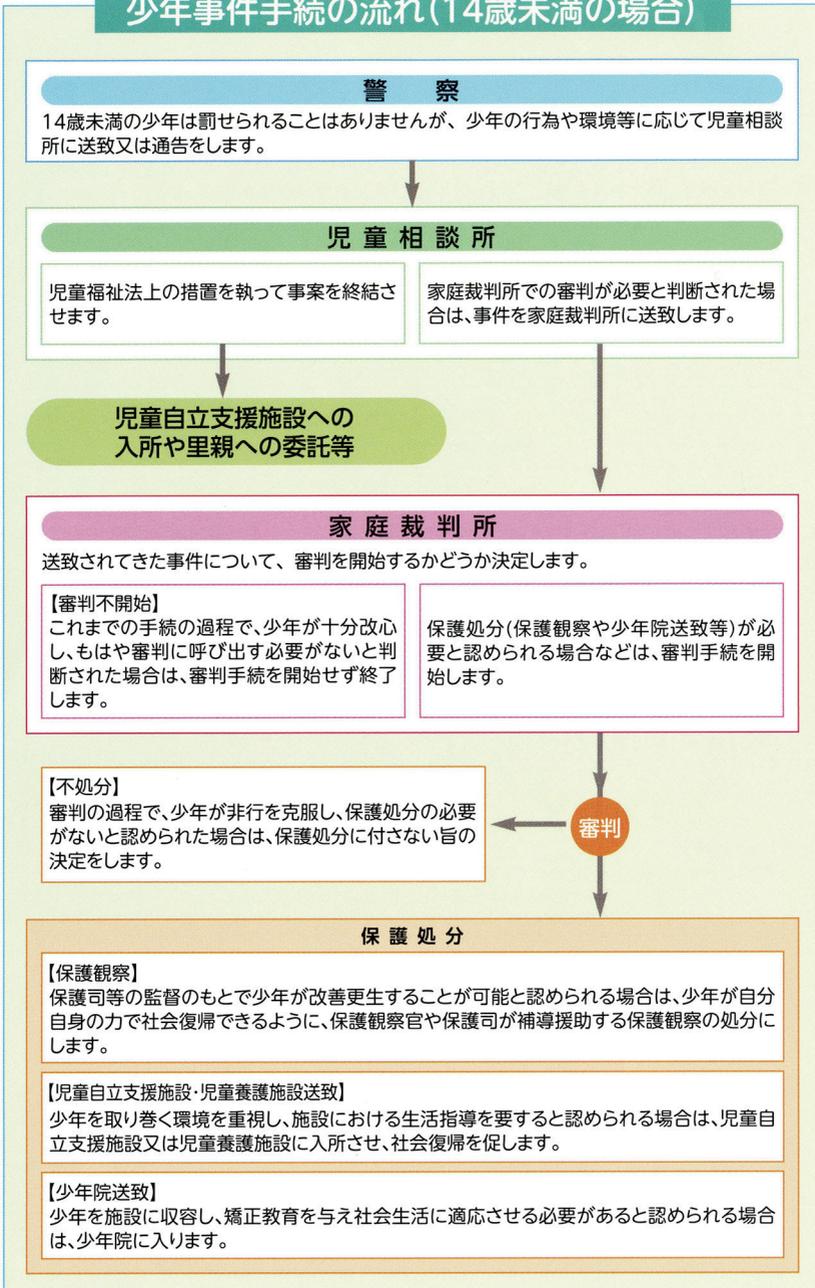


少年事件手続の流れ(※14歳以上の場合)



※ 令和4年4月に施行された改正少年法により、18歳及び19歳の少年は「特定少年」と位置付けられ、17歳以下の少年と手続が一部異なることがあります。

少年事件手続の流れ(14歳未満の場合)



2 捜査活動への協力のお願い

事件・事故の被害にあわれた方やその親族の方には、刑事手続上、様々なご協力をお願いすることになり、そのことでご負担をおかけすることがあります。

被害者等の身上等に十分配慮するように努めますので、事件・事故に至った経緯を正確に把握して真相を解明するため、そして同じような被害にあう人をなくすために、ご協力をお願いします。

事情聴取

担当の捜査員が、事故の発生前や事故時の状況、犯人の様子などについて、詳しく状況をお聴きします。

思い出したくないことや、話したくないこともあると思いますが、犯人や事故の状況を明らかにするためにお尋ねするものです。詳しいことが分かれば、捜査がスムーズになり、犯人の早期検挙につながります。

また、警察官による事情聴取のほかに、検察官からも事情聴取されることがあります。どうして同じことを繰り返し聴かれるのだらうと思われるかもしれませんが、検察官が起訴・不起訴の判断をするのに必要なため行っています。

証拠品の提出

犯人や事故時の状況を明らかにするため、被害者が被害当時に着ていた服、持っていた物、乗っていた車等を証拠品として提出していただくことがあります。

提出していただいたものは、証拠品として保管する必要がなくなれば返還いたします（これを「かんぶ還付」といいます。）。

まだ保管する必要がある場合でも、所有者の希望により、一時的に返還できる場合があります（これを「かりかんぶ仮還付」といいます。）。

また、所有者が返還の必要がないと思う証拠品は、提出のときに「しよ所有権放棄」の手続をしていただき、証拠品として保管する必要がなくなったときに保管者において処分いたします。

実況見分等への立会い

警察官が事故現場等の状況を詳しく確認することを「じっきょうけん ぶん実況見分」といい、その際に立会いをしていただくことがあります。

時間がかかることがあります。事実の解明や犯罪を証明するために行うものですので、ご協力をお願いします。

解剖の実施

事件や事故により被害者や当事者が亡なられた場合、ご遺体の解剖を行うことがあります。解剖は、亡なられた原因を明らかにするために行うもので、司法解剖は裁判所の令状に基づいて実施します。

裁判での証言

犯罪を証明するために、裁判で証言していただくことがあります（これを「しやうにん じんもん証人尋問」といいます）。

裁判で被害者等が利用できる様々な制度がありますので、詳しくは、「裁判で利用できる制度」(p.13-16)をお読みください。



被害者等に対する支援制度

■ 警察の被害者支援要員制度

警察では、殺人、強姦性交等、傷害等の事件やひき逃げ事件、交通死亡事故等、被害が深刻で、専門的な被害者支援を必要とする事案が発生したとき、捜査員とは別に指定された警察職員が、被害者等への付添い、相談の受理など事件発生直後から支援活動を行う「被害者支援要員制度」を運用しています。

被害者支援要員は、被害者等と早期に面接して自己紹介を行った後、次のような活動を行います。

- 医師の診察が必要な場合の病院の手配、付添い
- 実況見分等の付添い
- 自宅等への送迎
- 心配事や要望等の相談受理
- 民間被害者支援団体、カウンセラー等の紹介、引継ぎ

■ 検察庁の被害者支援員制度

被害者等の負担や不安をできるだけ和らげるため、被害者等の支援に携わる「被害者支援員」が全国の検察庁に配置されています。

被害者支援員は、被害者等からの様々な相談への対応、法廷への案内・付添い、裁判記録の閲覧、証拠品の返還などの各種手続の補助をするほか、必要に応じて精神面、生活面、経済面等の支援を行っている関係機関や団体等を紹介するなどの支援活動を行います。



刑事手続、捜査状況の情報等に関する制度

■ 警察の被害者連絡制度

警察では、「被害者連絡制度」により、殺人、強姦性交等、傷害等の事件やひき逃げ事件、交通死亡事故、重傷事故等の被害者等に対して、次のことを連絡しています。

○ 刑事手続及び被害者等のための制度

事件事故を担当する捜査員が、刑事手続や被害者等のための制度について説明します。

○ 捜査状況

被疑者の検挙に至っていない場合には、捜査に支障のない範囲で、捜査状況について連絡します。

○ 被疑者の検挙状況

被疑者を検挙した場合には、捜査に支障のない範囲で、被疑者を検挙したことや被疑者が誰であるかなどについて連絡します。

○ 被疑者の処分状況

検挙した事件については、事件を送致した検察庁、起訴・不起訴等の処分結果等を連絡します。

※ 事件のことを思い出したくないといった、何らかの理由により警察から連絡してほしいくない場合は、担当の捜査員にその旨をお伝えください。

また、被疑者が少年の場合は、連絡できる内容に制限があります。

■ 法務省の各機関における被害者等通知制度等

被害者等の希望があれば、検察庁、保護観察所等が、事件の処分結果や有罪確定後の加害者の身柄の状況等を通知する制度があります。

これらの通知の申出先は、事件・事故を担当した検察庁ですので、詳しくは、検察庁にお問い合わせください。

加害者が少年の場合は、少年鑑別所もしくは保護観察所にお問い合わせください。

■ 検察審査会への審査申立て

検察官は、事件の捜査を行った上で、被疑者を処罰する必要があると判断したときに起訴しますが、事情があって起訴をしない場合（不起訴処分）があります。

検察審査会は、検察官がした不起訴処分の当否を審査する機関で、地方裁判所内に設置されており、被害者等は、不起訴処分を不服とする申立てができます。

検察審査会への審査の申立てや相談は、費用がかかりません。

詳しくは、最寄りの検察審査会事務局（地方裁判所）までお問い合わせください。



裁判で利用できる制度

被害者等には、裁判で証人として証言していただくことがあります。
その際に、次のようなことが可能です。

- 証人への付き添い
裁判所が認める適当な人（家族やカウンセラー等）に付き添っても
らうこと
- 証人への遮へい
被害者等が被告人や傍聴人から見えないように遮へい物を置くこと
- ビデオリンク方式
別室からビデオモニターを通じて証言すること

このほか、刑事裁判に関して、次のような制度があります。

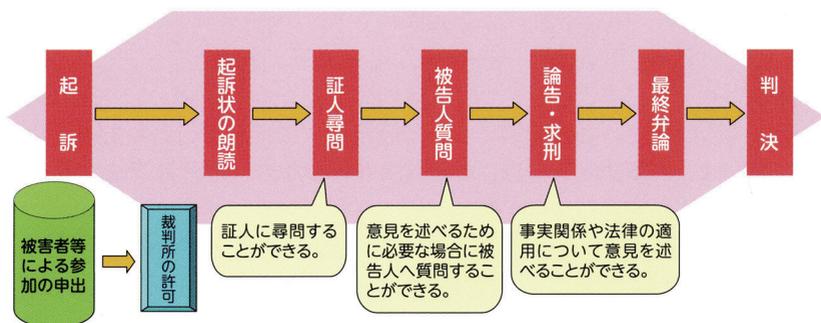
- ・ 被害者等の申出があれば、裁判を優先して傍聴できるように可能な
限りの配慮がされます。
- ・ 被害者等は、事件が裁判で審理されている間、原則としてその裁判
所で保管されている事件の裁判記録の閲覧、コピーが認められています。
また、同罪種の事件についても、民事の損害賠償請求のため必要が
あると判断された場合は、裁判所で保管されている刑事事件の裁判記
録の閲覧、コピーが認められます。
- ・ 被告人との間で、民事上の請求について示談した場合、その示談
内容を刑事裁判の調書（公判調書）に記載してもらうことができます。
すると、被告人が和解（示談）したときの約束を守らなかった場合に、
別に民事訴訟を起こさなくても、公判調書を利用して強制執行の手続
を取ることができるようになります。



■ 被害者参加制度

殺人、傷害、危険運転致死傷等の故意の犯罪行為により人を死傷させた罪、強制わいせつや強制性交等の罪、過失運転致死傷罪等の被害者等は、裁判所の許可を得て、「被害者参加人」として刑事裁判に参加することができます。

具体的には、裁判に出席して、一定の要件の下で証人や被告人に質問をしたり、意見を述べたりすることができる制度です。



■ 被害者国選弁護制度

被害者参加人は、裁判への出席や被告人質問等に際して、弁護士に援助を受けたり、委託したりすることができます。

経済的に余裕がなく、資力（現金、貯金等の合計額から犯罪行為を原因として6か月以内に支出することとなる治療費等を控除した額）が基準額（200万円）に満たない場合には、裁判所に対して、弁護士（被害者参加弁護士）の選定を請求することができ、この弁護士の報酬及び費用を国で負担します。

■ 被害者参加旅費等支給制度

被害者参加人として刑事裁判に出席された方の旅費（交通費）等を国が支給する制度があります。

出席する裁判所が遠方にあるなどの理由で宿泊しなければならない場合は、宿泊料も支払われます。

詳しくは、日本司法支援センター 法テラス (p.28) にお問い合わせください。

■ 損害賠償命令制度

通常、事件により損害を被った場合、損害賠償に関して相手と話し合いがつかなければ、刑事裁判とは別に民事訴訟を起こして、損害賠償の支払いについて決定します。

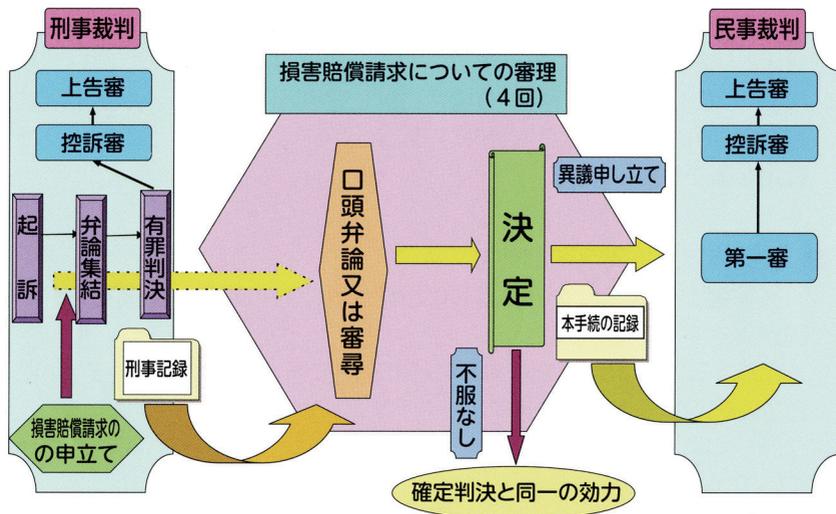
しかし、殺人、傷害等の故意の犯罪行為により人を死傷させた罪や強制わいせつ、強制性交等の被害者等は、特例として、対象の刑事事件が裁判所で取扱中に、その裁判所に対して、起訴されている犯罪事実により生じた損害賠償を、被告人に命ずるよう求める申立てをすることができます。申立手数料は 2000 円です。

この制度を利用すると、被告人に対して有罪の言い渡しがあった場合、民事訴訟を起こすことなく、刑事裁判の訴訟記録を証拠として、原則4回以内の期日で、損害賠償について簡易迅速に審理が行われます。

審理は、刑事裁判を担当した裁判所が行うため、被害者等による被害事実の証明が容易になります。

なお、4回以内の期日で終わらない場合や損害賠償命令の決定に対し異議の申立てがあった場合などは、通常の民事訴訟手続 (p.19-20) に移行します。

詳しくは、事件を担当する検察庁や裁判所にお問い合わせください。



■ 少年審判における制度

少年事件の被害者等には、次のような制度があります。

○ 事件記録の閲覧、コピー

被害者等は、審判開始の決定があった後、原則として裁判所に保管されている事件記録（生育歴や家族関係の問題等の記録は除く）の閲覧、コピーが認められています。

○ 意見陳述

裁判官や家庭裁判所調査官に対して、被害に関する気持ちや意見を述べるすることができます。

○ 審判状況の説明

家庭裁判所から、審判の状況や審判で行われた手続について説明を受けることができます。

○ 審判の傍聴

殺人、傷害等の故意の犯罪行為により人を死傷させた罪や過失運転致死傷罪等（いずれの事案についても生命に重大な危険を生じさせた場合に限られます。）の被害者等は、少年審判の傍聴が認められる場合があります（ただし、少年が事件当時 12 歳に満たなかった場合は、法律により傍聴が認められていません。）。

○ 審判結果の説明

家庭裁判所から、少年に対する処分結果等の通知を受けることができます。

詳しくは、家庭裁判所にお問い合わせください。

更生保護において利用できる主な制度

■ 意見等聴取制度

加害者が刑事施設（刑務所等）や少年院に収容された場合、申出をした被害者等は、加害者の仮釈放・仮退院を許すか否かを判断するために地方更生保護委員会が行う審理において、意見や被害に関する気持ちを述べるすることができます。

聴取した意見等は、仮釈放・仮退院の判断に当たって考慮されるほか、仮釈放・仮退院を許す場合の特別遵守事項の設定等についても考慮されます。

■ 心情等伝達制度

加害者が保護観察処分となった場合、被害者等の申出に応じて、保護観察所が、被害に関する気持ち、被害者等が置かれている状況、保護観察中の加害者の生活や行動に関する意見を聴取し、これを加害者に伝える制度があります。

保護観察所では、保護観察中の加害者に、被害の実情等を直視させ、反省や悔悟の情を深めさせるよう指導監督を行います。

詳しくは、保護観察所（p.27）にお問い合わせください。

自賠責保険と任意保険

交通事故による損害を補償する保険には、強制加入の自動車損害賠償責任保険（自賠責保険）と任意自動車保険があります。

■ 自賠責保険

自賠責保険は、交通事故による被害者やそのご家族の保護を図る目的で、車1台ごとに加入が義務付けられている保険です。

被害者やそのご家族から、事故を起こした自動車について契約を締結している損害保険会社等に対して、直接損害賠償額の支払いを請求することができます。

被害者1人当たりの支払い限度額

- 死亡した場合 3,000万円
- けがをした場合 120万円
- 後遺障害が残った場合 75万円～4,000万円
(1～14級の障害等級による)

人身事故による損害の場合は、基本的に自賠責保険から補償され、損害額が補償額を上回ったときは、上回っている分は任意保険により補償されることになります。

また、被害者やそのご家族が交通事故によって困窮することのないように、示談が終わって保険金が支払われるまで、仮渡金が支払われる制度があります。

保険金請求の期間

請求区分	いつから	いつまでに
傷 害	事故発生日	事故発生日から3年以内
後遺障害	症状固定日	症状固定日から3年以内
死 亡	死 亡 日	死亡日から3年以内

※ 症状固定日とは、症状が安定し、医学上一般に認められた医療を行っても、これ以上の症状の改善が見込めない状態になったときをいい、医師により判断されます。

請求に必要な主な書類

- 損害賠償額・仮渡金支払請求書……………保険会社にあります。
- 事故証明書……………自動車安全運転センターで発行します。
- 事故発生状況報告書……………事故状況を簡単な図と文章で作成します。
- 医師の診断書……………入院・通院した病院で発行します。
- 診療報酬明細書……………入院・通院した病院で発行します。
- 通院交通費明細書……………領収書等を用いて作成します。

等の書類が必要になります。

保険金請求の具体的な手続については、
損害保険会社にお問い合わせください。



■ 任意保険

任意保険は、自賠責保険では補いきれない損害賠償を補償する保険です。

補償は、保険の契約内容によって異なりますが、被害者のけがや財産（自動車等）等が対象で、保険契約の限度額までの範囲において補償されます。

政府保障事業

ひき逃げされ相手が判明しない、事故を起こした相手が自賠責保険に加入していないなどの場合は、自賠責保険では救済されません。

このような場合、政府（国土交通省）が、自動車損害賠償保障法に基づいて被害者の救済を図り、損害をてん補する制度があります。

保険金請求方法等の詳しいことは、損害保険会社等にお問い合わせください。

経済的支援や各種福祉制度

■ 佐賀県警察の公費負担制度

佐賀県警察では、次の費用を公費で支出し、被害者等の経済的負担を軽減する制度があります。

○ 遺体搬送料

事件・事故により被害者等が亡くなられた場合には、ご遺体の司法解剖を行うことがあります。

司法解剖を行ったご遺体については、警察署からご家族等が希望される場所（原則として佐賀県内に限ります。）までの搬送料金を公費で負担する制度があります。

○ カウンセリング費

事件・事故により被害者等が亡くなられた場合などで、ご遺族等が、精神科医等の医師又は臨床心理士等によるカウンセリングを受けた場合の費用を公費で負担する制度があります。

各制度の詳細は、担当の捜査員または被害者支援要員にお尋ねください。



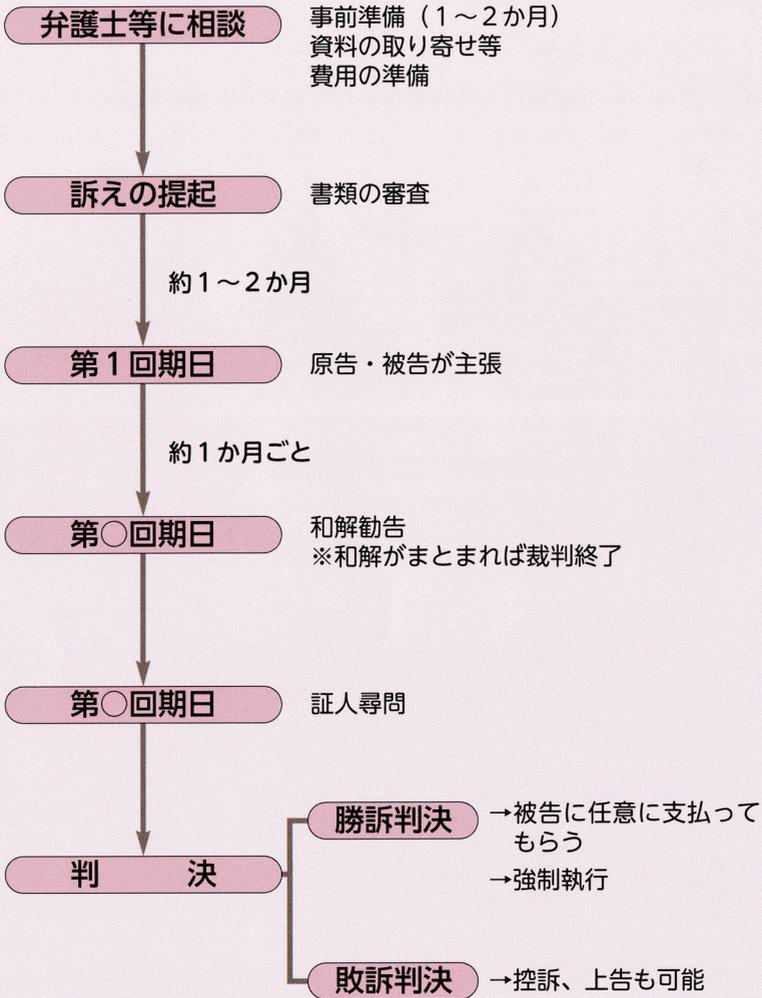
■ 民事上の損害賠償請求制度

自動車による人身事故の損害賠償責任については、自動車損害賠償保障法第3条に定めがあり、被害者等は、加害者本人のほかに、自動車の所有者に対して財産的損害、精神的損害の損害請求を行うことができます。

損害賠償請求は、民事訴訟法等に基づく民事手続に従って行われるもので、刑事手続とは別に、被害者等が申立てなどを行う必要があります。

詳しくは、損害保険会社や弁護士会（p.28）にお問い合わせください。

民事裁判の流れ



3 被害者等が
利用できる制度

各市町で無料の法律相談日が設けられているところがあります。
相談を希望される方は、佐賀県又は住居地の市役所や町役場（p.25）
へお問い合わせください。

■ 税制上の制度

医療費を支払ったり、身体に障害が残ったり、配偶者と死別した方などには、次のような所得控除が認められる場合があります。

○ 医療費控除

支払った医療費（その医療費を補てんするために支払いを受けた保険金等を除く）の金額（一定の額を超える部分に限る）が控除されるもの

医療費控除の計算方法

$$\begin{array}{l} \text{その年に支払った} \\ \text{医療費の合計額} \end{array} - \begin{array}{l} \text{保険金等で} \\ \text{補てんされる金額} \end{array} = \text{A}$$

$$\text{A} - \begin{array}{l} 10\text{万円} \\ \text{※その年の総所得金額等が200万円未満の人は、} \\ \text{総所得金額等の5\%} \end{array} = \begin{array}{l} \text{医療費控除額} \\ \text{(最高200万円)} \end{array}$$

○ 障害者控除

障害者に27万円（重度の障害がある場合などは40万円。以下同じ）、扶養親族等が障害者である場合は障害者1人につき27万円が控除されるもの

○ 寡婦(寡夫)控除

夫と死別した妻（寡婦）又は妻と死別した夫（寡夫）で、年間の合計所得額が500万円以下の場合、原則として27万円の控除額が認められるもの

控除を受けるには、それぞれ要件がありますので、詳しくは、お近くの税務署へお問い合わせください。

☎ 問合せ先

佐賀税務署 ☎ 0952-32-7511 伊万里税務署 ☎ 0955-23-3147
鳥栖税務署 ☎ 0942-82-2185 武雄税務署 ☎ 0954-23-2127
唐津税務署 ☎ 0955-72-3141

■ 公営住宅への優先入居

犯罪行為により、それまでの住居に住めなくなった一定の収入以下の方は、公営住宅への入居に関して優遇されることがあります。

☎ 問合せ先

佐賀県建築住宅課（住宅管理担当） ☎0952-25-7368

■ 福祉制度

父親（夫）（母親（妻））を亡くしたため母子（父子）家庭となった場合は、児童扶養手当や母子福祉資金の貸付等を受けられることがあります。

また、収入がなくなったり、少なくなったりした場合は、困窮の程度に応じて、生活扶助・教育扶助・住宅扶助・医療扶助等の必要な保護を受けられる生活保護制度が準備されています。

詳しくは、住居地の市役所や町役場、保健福祉事務所（p.31）にお問い合わせください。



精神的被害の支援

事件・事故の被害により大きなストレスにさらされると、個人差はありますが、次のような心身の反応が現れることがあります。

感情面 感情の麻痺、強い恐怖・不安、孤独感、罪悪感・自責、いら立ち・怒り

思考面 物事に集中できない、思考力の減退・麻痺・混乱、その時の光景が何度も思い浮かぶ、事件のことを何度も夢にみる

行動面 怒りっぽくなる、興奮する、取り乱す、閉じこもる、飲酒や喫煙が増加する、生活が不規則になる

身体面 頭痛、肩こり、手足のだるさ、胃のもたれ、下痢、便秘、息苦しさ、食欲不振、眠れない、夜間に目が覚める

これらは、時間の経過とともに、少しずつ回復していくといわれていますが、回復に要する時間は人それぞれです。

警察では、被害者等の精神的被害の回復のために、カウンセリング体制を整備しているほか、カウンセリング費用を公費で負担する制度(p.19)があります。

詳しくは、担当の捜査員又は警察本部にご相談ください。

また、日常生活に支障を感じたときは、医療機関若しくは保健所、精神保健福祉センター(p.31)へご相談ください。

そのほか、事故の被害により児童生徒が心のケアを必要としている場合には、スクールカウンセラー等が対応できる場合がありますので、詳しくは、各学校にお問い合わせください。



4 各種相談機関・窓口

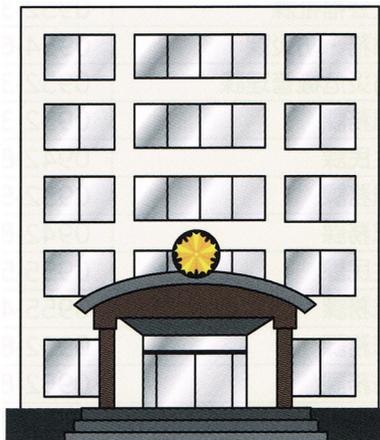
警 察

■ 佐賀県警察

窓口（名称）	電話番号等
交通事故に関する相談	警察本部交通指導課 交通事故事件捜査係 0952-24-1111（内線5142・5143）
	事故発生地の管轄警察署（交通課） ※警察担当者の連絡先（裏表紙）参照
犯罪被害者支援室	警察本部広報県民課 0952-24-1111（内線2182～2184）
警察相談室	警察本部 #9110 又は 0952-26-9110

佐賀県警察ホームページ <https://www.police.pref.saga.jp/>

- 警察庁犯罪被害者支援ホームページ（各都道府県警察相談窓口）
<https://www.npa.go.jp/higaisya/>



佐賀県・市町

佐賀県では、被害者支援に関する総合的な対応窓口を設置し、警察・市町・民間被害者支援団体と連携して、被害者等からの相談対応や支援に関する情報提供を行っています。

各市町でも、被害者支援に関する総合対応窓口を設置して、被害者等からの相談対応や支援に関する情報提供等を行っています。

また、佐賀県では、被害者等が被害後の経過等を記録するためのノート“編む”を作成配布していますので、是非ご利用ください。

■ 佐賀県

くらしの安全安心課

佐賀県交通事故相談所 ☎0952-25-7061

犯罪被害者相談電話 ☎0952-25-7060

ホームページ <https://www.pref.saga.lg.jp/>

■ 市町

市 町	被害者支援担当窓口	電話番号
佐賀市	生活安全課	0952-40-7012 (直)
唐津市	総務課	0955-72-9113 (直)
鳥栖市	総務課	0942-85-3506 (直)
多久市	防災安全課	0952-75-2181 (直)
伊万里市	人権・同和対策課	0955-23-2190 (直)
武雄市	防災・減災課	0954-23-9223 (直)
鹿島市	総務課	0954-63-2112 (直)
小城市	社会福祉課	0952-37-6107 (直)
嬉野市	総務・防災課	0954-66-9111 (直)
神埼市	防災危機管理課	0952-37-0104 (直)
吉野ヶ里町	総務課	0952-37-0330 (直)
基山町	住民課	0942-85-8171 (直)
上峰町	総務課	0952-52-2181 (代・直)
みやき町	総務課	0942-89-1651 (代・直)
玄海町	住民課	0955-52-2158 (直)
有田町	総務課	0955-46-2111 (代・直)
大町町	総務課	0952-82-3111 (代・直)
江北町	総務政策課	0952-86-2111 (代)
白石町	総務課	0952-84-7111 (直)
太良町	総務課	0954-67-0129 (直)

民間被害者支援団体 佐賀VOISS

佐賀VOISS(特定非営利活動法人被害者支援ネットワーク佐賀VOISS)は、被害者等の支援のために活動している民間の被害者支援団体です。

事件・事故の発生直後から適正かつ確実に被害者支援を行うことができる「犯罪被害者等早期援助団体」として、佐賀県公安委員会から公的な認証を受けています。

警察では、佐賀VOISSと連携した被害者支援活動を行っています。

○ 被害者情報提供制度

警察では、事件・事故の発生直後から被害者等へきめ細やかな支援を行うために、被害者等の同意を得た上で、支援に必要な情報（被害に関する内容や被害者等の氏名・住所・連絡先等）を佐賀VOISSに提供しています。

○ 佐賀VOISS の被害者支援活動

佐賀VOISSでは、次のような被害者支援活動を行っています。

・ 電話、面接相談

被害者等の悩みや困り事等について、電話や面接による相談を受けたり、支援を行っている様々な機関やその窓口、制度などの説明を行ったりしています。

・ 直接的支援

被害者等の要望により、身の回りの世話や買い物等、日常生活の支援のほか、警察、裁判所、病院等への付添支援を行っています。

■ 特定非営利活動法人被害者支援ネットワーク佐賀VOISS

所在地 佐賀市八丁畷町1-20 佐賀県衛生合同庁舎別館

相談電話 ☎ 0952-33-2110

メール相談 voiss@f3.dion.ne.jp

ホームページ <http://www.saga-voiss.jp>

■ (公益社団法人)全国被害者支援ネットワーク

犯罪被害者等相談電話 ☎ 0570-783-554

検 察 庁

被害者等が検察庁へ気軽に被害相談や事件に関する問合せを行えるように、専用電話として「被害者ホットライン」が全国の地方検察庁に設けられています。

「被害者ホットライン」は、電話だけでなくファックスでの利用も可能となっています。

- 佐賀地方検察庁(被害者ホットライン) ☎(FAX)0952-22-4259
ホームページ
<http://www.kensatsu.go.jp/kakuchou/saga/index.html/>

保護観察所

全国の保護観察所には、被害者担当官及び被害者担当保護司が配置されており、被害者等からの電話や来庁による相談や問合せに応じ、悩みや不安等を聞いたり、各種制度の説明や関係機関の紹介等を行っています。

- 佐賀保護観察所(被害者専用番号) ☎0952-27-4155
ホームページ
http://www.moj.go.jp/hogo1/soumu/hogo_k_saga_saga.html

法務省の人権擁護機関

全国の法務局・地方法務局又はその支局では、国民の人権を擁護するための取組の一つとして、人権相談の窓口を設置し、法務局職員や法務大臣が委嘱した人権擁護委員が、人権問題について相談に応じています。人権侵害の疑いがある事案については、人権侵犯事件として調査を行い、事案に応じた適切な措置を講じています。

- 佐賀地方法務局 ☎0952-26-2148
- 法務省人権擁護局ホームページ <http://www.moj.go.jp/JINKEN/>
(インターネットでも人権相談ができます)

みんなの人権110番 ☎0570-003-110

日本司法支援センター 法テラス

日本司法支援センター 法テラスは、国民が、全国どこでも法的な紛争の解決に必要な情報や法律サービスの提供が受けられる社会を実現するための総合法律支援の中心を担う法人で、次のような被害者支援業務等が行われています。

- 情報提供業務
法制度に関する情報の提供をしたり、相談窓口や犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士の紹介を無料で行います。
- 民事法律扶助
経済的に困りの犯罪被害者等に対して、無料で法律相談を行い、民事裁判等の手続における弁護士費用等を立て替えます。
- 国選被害者参加弁護士の選定に関連する業務
被害者参加人の意見を聴いて、国選被害者参加弁護士の候補を裁判所に通知する業務等を行います。
- 被害者参加旅費等支給業務
被害者参加制度を利用して刑事裁判に出席された方に、旅費（交通費）等を支給する業務等を行います。
- 日本弁護士連合会委託援助業務
日本弁護士連合会からの委託を受けて、被害者等に対して、刑事手続等の援助を行います。

■ 犯罪被害者支援ダイヤル ☎0570-079714(なくことないよ)
ホームページ <https://www.houterasu.or.jp/>

■ 法テラス佐賀 ☎0570-078361
☎050-3383-5510(IP電話ご利用の場合)

弁護士会

弁護士会では、法律に関する相談を行っており、損害賠償請求等についての助言を得ることができます。

■ 佐賀県弁護士会 ☎0952-24-3411(佐賀・鳥栖・武雄地区)
☎0955-73-2985(唐津地区)
ホームページ <https://www.sagaben.or.jp/>

独立行政法人自動車事故対策機構(NASVA)

交通事故により重度後遺障害が残った方への介護料の給付や交通遺児への生活資金の貸付等、下記のような被害者援護事業を行っています。

事故により、

- 常時又は随時の介護が必要な重度後遺障害が残った方への介護料の給付
- 重度後遺障害が残った方が病院や支援施設に短期で入院・入所する費用の助成
- 脳損傷で重度後遺障害が残った方が入院できる療護センターの運営
- 死亡又は重度後遺障害が残った方の子供（中学卒業まで）を対象とした生活資金等の無利子貸付
- 介護に係る相談や生活相談等の受付

■ NASVA交通事故被害者ホットライン ☎0570-000738
ホームページ <http://www.nasva.go.jp>

■ 佐賀支所 ☎0952-29-9023

(公財)交通遺児等育成基金

交通事故で父（母）親を亡くした満16歳未満の交通遺児が、自動車事故の損害賠償金等の中から拠出金を支払って「交通遺児等育成基金制度」に加入すると、これに国や民間協力団体が負担する援助金を加えて運用する同基金から、交通遺児が満19歳に達するまで年4回（3・6・9・12月）育成給付金が支給されます。

加入の相談などは、基金事務局で受け付けています。

また、交通事故により配偶者を亡くした方や重度の後遺障害（障害等級1～3級）が残った方などで、中学生以下の子弟を扶養している被害者やご家族を対象に、一定の条件の下で、「越年資金」、「入学支度金」、「進学等支援金」及び「緊急時見舞金」の支給を行っています。

■ 事務局 ☎03-5212-4511 ( 0120-16-3611)
ホームページ <http://www.kotsuiji.or.jp/>

(公財)交通遺児育英会

交通事故により保護者が死亡したり重度の後遺障害が残った方の子弟に対する奨学金の貸与事業等を行っています。

貸与対象は、高校生、大学生、大学院生、専修学校生等です。

■ 事務局 ☎03-3556-0771

ホームページ <https://www.kotsuiji.com/>



(公財)日本財団(まごころ奨学金)

日本財団では、振り込め詐欺救済法に基づく預保納付金を用いて、保護者が殺人、傷害、詐欺被害、交通事故などの犯罪に遭遇し、経済的に不安定となったご家庭の子供に対する奨学金の給付を行っています。

給付対象となるのは、高校、大学、大学院、高等専門学校、専修学校等に在学しているか進学を予定している方です。

■ 日本財団まごころ奨学金係 ☎03-6229-5111

ホームページ <https://nf-yoho.com>



その他

窓口（名称）	電話番号等
(公財)日弁連交通事故 相談センター	0570-078325 佐賀県相談所 0952-24-3411
佐賀県自賠責損害 調査事務所	0952-24-4295
佐賀県精神保健 福祉センター	佐賀こころの電話 0952-73-5556
母子(父子)関係等に 関する相談	佐賀中部保健福祉事務所 0952-30-2183 鳥栖保健福祉事務所 0942-83-2172 唐津保健福祉事務所 0955-73-4228 伊万里保健福祉事務所 0955-23-2102 杵藤保健福祉事務所 0954-23-3174